

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する 法律施行規則案」について

I. 背景

第169回国会において、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成20年法律第39号、以下「法」という。)が成立し、平成20年5月23日に公布されたところである。

今般、法に基づいて「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則」を制定する必要がある。

II. 制定しようとする内容

1. 観光圏整備実施計画関係(法第8条第1項、第5項及び第6項関係)

- (1) 法第8条第1項の規定により観光圏整備実施計画の認定を申請しようとする者は、氏名(名称)、住所、法人の場合は代表者の氏名と、観光圏整備事業の内容等について記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (2) 法第8条第5項の規定により観光圏整備実施計画の変更の認定を受けようとする観光圏整備事業者は、氏名(名称)、住所、法人の場合は代表者の氏名と、変更の事項、理由について記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (3) 法第8条第5項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、同一年度内における観光圏整備事業の実施時期の変更や、観光圏整備事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認めるものとする。
- (4) 法第8条第6項の規定により軽微な変更を行った場合は、氏名(名称)、住所、法人の場合は代表者の氏名と、変更した事項、変更日について記載した届出書を遅滞なく、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (5) この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書は、観光圏整備計画の認定を申請しようとする者又は認定観光圏整備事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。二つ以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、一つの運輸局長に提出すれば足りる。

2. 観光圏内限定旅行業者代理業関係(法第12条関係)

(1) 法第12条第1項に規定する旅館業で、国土交通省令で除くと定めるものとして次に掲げるものとする。

- ① 旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業
- ② 旅館業法に規定する簡易宿所営業
- ③ 旅館業法に規定する下宿営業

(2) 法第12条第1項の国土交通省令で定める旅行は、自らの営業所の存する観光圏の区域内において実施される旅行とする。

(3) 法第12条第2項の国土交通省令で定める、観光圏内限定旅行業者代理業者が掲示しなければならない標識の様式は、別紙1-2の通り。

(4) 法第12条第4項第2号の国土交通省令で定める研修は、旅行業務取扱管理者試験に合格した者又は同等以上の知識、経験を有する者として国土交通大臣が認める者が講師となり、旅行業法第12条第1項第1号から第3号に掲げる科目について行うことを基準とする。また、観光圏内限定旅行業務取扱管理者の要件は、この研修の課程を修了した者であること。

3. 共通乗車船券(法第13条第1項関係)

法第13条第1項の共通乗車船券の国土交通省令で定める届出の方法として、以下の事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。

- ① 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名(名称)、住所
- ② 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名(名称)
- ③ 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
- ④ 発行しようとする共通乗車船券の名称
- ⑤ 発行しようとする共通乗車船券の発行価格
- ⑥ 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

4. 道路運送法関係(法第14条関係)

法第14条の国土交通省令で定める事業は、全部又は一部の区間が観光圏に存する路線に係る運行系統毎の運行回数を増加させるものとする。

5. 海上運送法関係(法第15条第1項及び第2項関係)

法第15条第1項の国土交通省令で定める事項は、海上運送法に規定する人の運送をする貨物定期航路事業及び不定期航路事業の開始と変更に関するものとする。

また、同条第2項の国土交通省令で定める事業は、運行回数を増加させる事業であつて、運航日程又は時刻を変更するもの、又は、特定の時季に限られている運航の時季を変更するものとする。

6. 権限の委任(法第22条関係)

法第13条第1項規定する共通乗車船券に係る届出先を、共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。また、法第17条に規定する観光圏整備事業の実施状況について報告を求めることができる国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

Ⅲ. スケジュール(予定)

施行日:観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日(7月下旬)